

土地の改変に係る奈良県及び市町村による協働監視に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、県及び市町村が連携して、生活環境の保全及び災害発生を防止を図るため、土砂等の埋立て等による土地の改変について協働で監視を行うこと（以下「協働監視」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象市町村

協働監視を行う市町村（以下「協働監視市町村」という。）は、土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行している市町村とする。

第3 協働監視の対象

県と協働監視市町村が協働監視を行う対象は、当該市町村の土砂条例に反する行為が行われた場所とする。

第4 協定の締結

県と協働監視を行おうとする市町村長は、あらかじめ協定を締結するものとする。

第5 県職員の従事事務

協働監視を行う県職員は、協働監視において次の事項を行う。

- (1) 協働監視市町村と第3に関する行為の内容を確認し、監視を行う。
- (2) 協働監視市町村が行う土砂条例に基づく取組みに関し、技術的助言を行う。

2 県職員は、所属長に対し、従事した事務について定期的に報告するものとする。

第6 土砂条例制定等の支援

県は、市町村が土砂条例を新たに制定し又は既に制定している条例を改正する場合において、市町村長から要請があった場合、必要に応じて技術的支援を行うものとする。

附 則 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。